第2号様式（第4条第2項関係）

那覇市IT創造館使用施設使用許可申請書

那覇市長　宛

申込日: 　　　　　　年 　　月 　　日

郵便番号／所在地:

会社名又は団体名:

代表者役職／氏名:

会社又は団体電話番号:

FAX及びE-Mail:

担当者名／携帯番号:

担当者E-Mail:

下記のとおり那覇市IT創造館使用施設の使用を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用施設 | 1. 大会議室 　　　　 2. IT研修室 |
| 使用目的 | ※詳細にご記入下さい。利用人数　　　人 |
| 電子看板案内表示（モニター表示） | ※セミナー・研修・会議等の名称、セミナー等の実際の開催時間、主催者名（この欄に記入された内容を当日、2F電子看板に表示します。）名　　称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開催時間：　　　　：　　　　　　～　　　　　　　：　　　　　　　主催者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 使用日時 | 令和　　年　　月　　日( 曜日) | ※会場設営、あと片付けの時間も含みます。　時　　分から 　時　　分まで |
| 入場料等の徴収の有無※会費等含む | 有（　　　　　 円）　・　無 | 商業宣伝･営利目的の有無 | 有　　・　　無 |
| 設備使用の有無※設備利用は全て室料込み | 映像設備 | プロジェクター | 有・無 |
| PC使用 | ① 持込みPC使用　　　② 貸出しPC使用　　　③ 無 |
| ※IT研修室のみ持込みPC不可　※PC持込みの場合、事前確認が必要 |
| インターネット接続 | 有・無 |
| ホワイトボード | 有・無 |
| 音声設備 | スタンド型マイク（大会議室-1本） | 本 |
| ワイヤレスマイク（大会議室-2本）（IT研修室-1本） | 本 |
| ペンシル型ワイヤレスマイク（大会議室-1本）（IT研修室-1本） | 本 |
| 音響設備 | カセットデッキ | 無 |
| MDレコーダー | 無 |
| DVDプレーヤー | 無 |
| VHSビデオ | 無 |

※太枠線内のみご記入下さい。※使用料金には空調料(200円/1時間につき)が加算されます。

※金融機関への振込手数料は、申請者負担となります。

申請時の承諾事項

(1)那覇市IT創造館条例、那覇市IT創造館施行規則及び那覇市IT創造館の運営管理要綱（裏参照）並びに、那覇市銘苅駐車場条例及び那覇市銘苅駐車場条例施行規則を遵守します。

(2)事業の内容等が各種法令等に抵触していない。

(3)施設を那覇市IT創造館の構造、設備及び施設用途に適合するよう使用します。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動をしません。

第2号様式裏面

那覇市IT創造館条例（関係条文抜粋）

(利用許可の取消し等)

第13条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)　利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)　利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3)　利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4)　管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

那覇市IT創造館条例施行規則（関係条文抜粋）

(遵守事項)

第6条　入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。

(2)　所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3)　許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。

(4)　許可を受けないで壁面、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。

(6)　その他指定管理者の指示すること。

那覇市IT創造館運営管理要綱（関係条文抜粋）

(共用部分での飲食)

第22条　共用部分での食事、飲食物の持ち込みは原則として禁止する。

(ポスター等の掲示物の取扱い)

第24条　ポスター等の掲示物については、管理者への申請に基づき使用すること。

2　共用部分への掲示物の掲示は、管理者の許可を得ること。

(来館者及び入居企業来客者の駐車場の使用)

第26条　来館者及び入居企業来客者は、那覇市銘苅駐車場（ナハメカルパーキング、なは市民協働プラザ地下駐車場及び那覇市IT創造館一般駐車場）を使用する場合には、那覇市銘苅駐車場条例及び那覇市銘苅駐車場条例施行規則並びにナハメカルパーキング管理規程（以下「駐車場の利用に関する規定等」という。）を遵守しなければならない。

2　使用者及び入居企業は、来館者及び入居企業来客者に駐車場の利用に関する規定等を周知し、遵守させること。